

○東京家政学院大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もって人々の生活の向上に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

2 本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

(名称及び位置)

第2条 本学は、東京家政学院大学と称する。

2 本学の位置は、東京都町田市相原町2600番地及び東京都千代田区三番町22番地とする。

(自己点検及び評価等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第39条の規定により再入学した者の修業年限については、別に定める。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、第37条又は第39条の規定により、編入学又は再入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 5月21日

(4) 夏季休業 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月25日から3月31日まで

2 学長は、必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第3章 学部・学科

(学部・学科の入学及び収容定員)

第8条 本学に次の学部及び学科を置き、その入学及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
現代生活学部	現代家政学科	130名	10名	530名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名		560名
生活共創学部	生活共創学科	197名		788名
	こども教育学科	50名		200名
計		517名	10名	2,078名

※生活共創学科には、食科学コース（入学定員70名、収容定員280名）がある。
（大学院）

第9条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に置く研究科並びに専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	家政学専攻	6名	12名
		栄養学専攻	4名	8名

3 大学院に関する規則は、別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成）

第10条 本学の教育目的を達成するため教育課程を体系的に編成する。

2 資格取得に関する事項は、別に定める。

3 教育課程及び履修方法については、この学則によるほか、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程（以下「履修規程」という。）による。

（授業科目の区分）

第11条 授業科目は、専門科目、共通教育科目及び資格科目に分ける。

2 授業科目及びその単位数は別表第2のとおりとする。その他必要な事項は、履修規程に定める。

（授業科目の担当）

第12条 本学は各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2 本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、又、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

（単位の修得）

第13条 学生は、前条の授業科目区分に従い、履修規程に定める単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもつて1単位として単位数を計算するものとする。

2 本学が定める時間の授業をもつて 1 単位として単位数を計算することについては、別に定める。

（各授業科目の授業期間）

第15条 各授業科目の授業は、原則として各学期15週にわたる期間を単位として行う。

（授業の方法）

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用によ

り行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(試験)

第17条 試験は、各学期の終わりに行われる定期試験及び追試験・再試験を原則とする。

- 2 各授業科目とも学則に定める授業時間の3分の2に達しない者は、試験を受けることができない。
- 3 試験の方法は、筆記試験のほか実験、実習、実技、制作、論文等の審査及び日常の学修状況等によって行う。
- 4 試験の成績評価及び表記については、別に定める。

第5章 課程の修了、卒業及び学位

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第16条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業の履修等に対する単位の授与)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は第43条の規定により、外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修に対する単位の授与)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学での履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位については、教授会の議に基づき、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第22条 4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て学部長が課程の修了を認定する。

- 2 卒業必要単位数は、別表第3のとおりとする。

(卒業の認定)

第23条 前条の規定により課程を修了した者については、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第24条 3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第4条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、教授会の審議を経て、学部長

が課程の修了を認定し、学長が卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(卒業の延期)

第25条 第23条の特例として、第22条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。

2 前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第26条 学長は、本学を卒業した者に対し、次の学位を授与する。

現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）
生活共創学部	生活共創学科	学士（生活共創学）
	こども教育学科	学士（こども教育学）

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 職員組織

(教職員)

第27条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定める教職員のほか、本学に副学長を置くことができる。

(学長)

第28条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第29条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

(学部長)

第30条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

第7章 教授会

(教授会)

第31条 本学に教授会を置く。

2 本学における教授会は次の通りとする。

(1) 全学教授会

(2) 学部教授会

3 教授会については、別に定める。

第8章 入学、編入学、学士入学、再入学、退学、除籍、転学、留学、休学、復学、転学部・転学科

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第33条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当

する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 修業年限が3年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上である専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第34条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第35条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第36条 合格者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、本学則第47条第1項に定める納付金を納め、入学の手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第37条 第8条に基づく第3年次編入学者の選考は、別に定める選考により行う。

2 前項に定めるものを除き、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長が決定する。

3 前2項により編入学することができる者は、次の一に該当する者とする。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(3) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校若しくは専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(学士入学)

第38条 修業年限4年の大学を卒業した者若しくは学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の第3年次に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長が決定する。

(再入学)

第39条 本学を願い出により中途退学した者又は除籍（学則第41条第1号の場合に限る。）された者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第40条 本学を退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料、施設設備資金及び実習料を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第44条第3項に定める休学期間を超えなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
(転学)

第42条 他の大学への入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第4条の修業年限に算入することができる。

(休学)

第44条 疾病その他の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学の期間は、第4条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第45条 休学者が復学しようとするときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学部・転学科)

第46条 本学の学生で、他の学部へ転学部又は、他の学科への転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、学長が転学部・転学科を許可する。

2 転学部・転学科に関する事項は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料等

(納入金の額)

第47条 本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、別表第4のとおりとする。

2 家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。

3 私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。

4 学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校を卒業して入学する者については、入学金を半額とする。

5 学校法人東京家政学院の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、別に定めるところにより、その半額を減免する。

6 児童養護施設等に在籍する者については、別に定めるところにより、入学金を免除し、授業料及び施設設備資金の半額を減免する。

(入学時納入金の納入期日)

第48条 入学を許可された者は、指定した期間内に所定の納入金を納めなければならない。

(授業料の納入期日)

第49条 授業料、施設設備資金及び実習料（以下この章において「授業料等」という。）は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、納入期日が、国民の祝日、日曜日、その他の休日当たるときは、その翌日とする。

前期分 4月末日

後期分 9月末日

（既納の納入金の返戻）

第50条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返戻しない。

（授業料等未納者の受験）

第51条 授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。

（退学等の場合の授業料等）

第52条 学期の途中で退学、転学した者又は除籍（第41条第1号による場合を除く。）された者についても、その期の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

（休学期間中の授業料等）

第53条 休学を許可された者は、別に定めるところにより休学在籍料を納めなければならない。

第10章 賞 罰

（表彰）

第54条 学業、人物ともに優れた者があるときは、学長は、教授会の審議を経て、これを表彰する。

（懲戒）

第55条 学生が、本学の諸規則に違反する等、学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）

第56条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り教授会において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第57条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第58条 学長は、他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第59条 学長は、在留資格「留学」を有する者もしくは入学時までに在留資格「留学」を取得見

込みの者が本学に入学を志願する場合は別に定める選考で行い、また短期留学については教授会において選考の上、入学を許可することがある。なお、入学後は、在留資格「留学」を有する者を「外国人留学生」とする。

2 前項の外国人留学生に対しては、第11条第2項に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。
(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生への本学則の準用)

第60条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか本学則を準用する。

第12章 公開講座及び各種講習会等

(公開講座)

第61条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(各種講習会等)

第62条 本学は、成人教育その他の教育研究活動のため、講習会等を開設することができる。

2 講習会等に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館・博物館・センター

(附属図書館)

第63条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(博物館)

第64条 本学に博物館を置く。

2 博物館の名称を「東京家政学院生活文化博物館」とする。

3 博物館に関する事項は、別に定める。

(情報処理センター)

第65条 本学に東京家政学院大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）を置く。

2 情報処理センターに関する事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第66条 本学に東京家政学院大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）を置く。

2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。

(学生支援センター)

第67条 本学に東京家政学院大学学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）を置く。

2 学生支援センターに関する事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第68条 本学に東京家政学院大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

(社会連携センター)

第69条 本学に東京家政学院大学社会連携センター（以下「社会連携センター」という。）を置く。

- 2 社会連携センターに関する事項は、別に定める。
（アドミッションセンター）

第70条 本学に東京家政学院大学アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）を置く。

- 2 アドミッションセンターに関する事項は、別に定める。
（教育開発・IRセンター）

第71条 本学に東京家政学院大学教育開発・IRセンター（以下「教育開発・IRセンター」という。）を置く。

- 2 教育開発・IRセンターに関する事項は、別に定める。
（キャリア支援センター）

第72条 本学に東京家政学院大学キャリア支援センター（以下「キャリア支援センター」という。）を置く。

- 2 キャリア支援センターに関する事項は、別に定める。
附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2 家政学部家政学科家政学専攻の平成12年度から平成15年度までの入学定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	126名	122名	118名	114名

- 3 家政学部家政学科家政学専攻の平成12年度から平成18年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	516名	508名	496名	480名	464名	452名	444名

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
2 第44条に規定する施設設備資金及び同条ただし書きの規定については、平成13年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年3月31日に在籍する者及び平成16年度人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に入学する者については、改正後の第26条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、人文学部文化情報学科文化情報専攻及び比較文化専攻は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

る。

- 2 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち人文学部文化情報学科は、同条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から施行する。
- 3 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	17年度	18年度	19年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	462名	464名	460名
		管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	児童学科		50名	100名	150名
	住居学科		385名	410名	430名
人文学部	日本文化学科		445名	410名	370名
	工芸文化学科		305名	290名	270名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	210名	230名
		介護福祉専攻	120名	120名	120名
	文化情報学科	文化情報専攻	260名	180名	90名
		比較文化専攻	160名	110名	55名
	文化情報学科		80名	160名	250名
計			2,657名	2,654名	2,625名

- 4 第44条の規定に基づく別表第1に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成17年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第42条の2の規定は、平成18年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第44条の4の規程は、平成21年度から入学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、家政学部家政学科家政学専攻、管理栄養士専攻、人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成21年4月31日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 2 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち家政学部現代家政学科及び人文学部人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成23年4月1日から施行する。

なお、家政学部家政学科家政学専攻及び人文学部人間福祉学科社会福祉専攻の第3年次編入学に係る学生募集は、平成23年度から停止する。

- 3 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	21年度	22年度	23年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	350名	240名	120名
		管理栄養士専攻	150名	100名	50名
	現代家政学科		110名	220名	340名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	児童学科		230名	260名	290名

	住居学科		420名	390名	360名
人文学部	日本文化学科		300名	270名	240名
	工芸文化学科		240名	230名	220名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	130名	65名
		介護福祉専攻	90名	60名	30名
	人間福祉学科		90名	180名	275名
	文化情報学科		310名	280名	250名
計			2,585名	2,570名	2,555名

4 第44条の規定に基づく別表第2に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成21年度から入学する者に適用する。ただし、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

5 第40条の2の規定については、平成21年3月31日に人間福祉学科介護福祉専攻に在学する者が、当該学科、専攻に在学しなくなったときに廃止する。

附 則

この学則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、家政学部現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成24年4月1日から施行する。

なお、家政学部現代家政学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科の第3年次編入学に係る学生募集は、平成24年度から停止する。

3 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	22年度	23年度	24年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	240名	120名	0名
		管理栄養士専攻	100名	50名	0名
	現代家政学科		110名	120名	120名
	健康栄養学科		105名	105名	105名
	児童学科		180名	130名	80名
人文学部	住居学科		310名	200名	85名
	日本文化学科		220名	140名	55名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	130名	65名	0名
		介護福祉専攻	60名	30名	0名
	人間福祉学科		90名	95名	95名
現代生活学部	文化情報学科		230名	150名	60名
	現代家政学科		120名	240名	370名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	生活デザイン学科		120名	240名	370名

	児童学科		80名	160名	245名
	人間福祉学科		80名	160名	245名
計			2,460名	2,335名	2,200名

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年9月25日から施行する。ただし、第44条第6項の規定は、平成25年度から入学する者に適用する。

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員のうち現代生活学部現代家政学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	25年度	26年度	27年度
現代生活学部	現代家政学科	510名	520名	530名
	児童学科	340名	350名	360名
	人間福祉学科	310名	290名	270名

附 則

この学則は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第43条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成25年10月29日から施行する。ただし、第54条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年10月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年7月26日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1に掲げる表の規定は、現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科については、平成26年度入学者から、人間福祉学科については、平成28年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部健康栄養学科、人間福祉学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科の規定は、平成32年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	30年度	31年度	32年度
現代生活学部	現代家政学科	540名	540名	535名

	健康栄養学科	315名	210名	105名
	生活デザイン学科	460名	420名	380名
	食物学科	70名	140名	210名
	人間福祉学科	185名	120名	60名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名	280名	420名

5 改正後の学則第44条の規定に基づく別表第2に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。ただし、平成30年度及び平成31年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

6 改正後の学則第44条第3項の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。ただし、平成30年度及び平成31年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第4条第2項、第29条の2及び第37条第2項の規定については、令和2年4月1日から適用する。

3 改正後の第4条第2項に掲げる表の規定にかかわらず、生活文化専攻は、施行日の前日において当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 改正後の第4条の第2項に掲げる表の収容定員は、同条の規定に関わらず、令和2年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	令和2年度
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名
		家政学専攻	6名
		栄養学専攻	4名

附 則

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年7月28日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1及び第11条第2項別表第2は、令和5年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1及び第11条第2項別表第2は、令和6年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1、第11条第2項別表第2、第22条第2項別表第3及び第47条第1項別表第4は、令和7年度第1年次入学者から適用する。

2 改正後の学則第8条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部生活デザイン学科、食物学科、児童学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。なお、現代生活学部生活デザイン学科、児童学科の3年次編入学に係る学生募集は、令和9年度4月から停止する。

3 改正後の学則第8条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までは、次表の通りとする。

学 部	学 科	7年度	8年度	9年度
現代生活学部	現代家政学科	530名	530名	530名
	生活デザイン学科	260名	180名	90名
	食物学科	210名	140名	70名

	児童学科	280名	190名	95名
人間栄養学部	人間栄養学科	560名	560名	560名
生活共創学部	生活共創学科	197名	394名	591名
	こども教育学科	50名	100名	150名

※生活共創学科には、食科学コース（7年度70名、8年度140名、9年度210名）を含む。

別表第1（第1条第2項関係）

現代生活学部	
現代生活学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、生活者の視点から、家政（衣、食、住、家族、消費）、家庭科教育を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
現代家政学科	現代家政学科は、「生活者と社会」「食生活」「ハウジング」「ファッション」の4領域において、家族、消費者、社会、企業、環境、衣、食、住に関わる家政学の専門的な知識・技術を関連付けて習得させ、他者と協働し、生活者の視点から現代社会の諸課題を解決する教養と統合力のある人材を育成する。
人間栄養学部	
人間栄養学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、「人々の生活の質（quality of life）を豊かにするために、人間、食物、そして地域・環境の相互関係から『人間の栄養』を学際的な視野で包括的に探究し、乳幼児から高齢者にいたるさまざまな人々の望ましい栄養・食生活が創造できる科学的素養を備えた人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
人間栄養学科	人間栄養学科は、個々人の身体面の栄養状況や食物・食品に含まれる栄養素に関する学問を発展させ、組織・集団・地域等の社会環境に及ぶ総合的な視点の下で人間の栄養状態を改善する「人間栄養学（Human Nutrition）」に立脚した研究・教育を行い、社会貢献ができる管理栄養士を育成する。
生活共創学部	
生活共創学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、共感力、協働力、達成力を柱として、共感力では①感じ取る力、②寄り添う力、③相互尊重力を、協働力では①実行する力、②マネジメント力、③牽引する力を、達成力では①面白がる力、②考え抜く力、③やり遂げる力を身に付けさせ、各学科の専門的知識・技能を身に付け、広く地域・社会の発展に貢献できる人材育成を目的とする。	
生活共創学科	生活共創学科は、生活者の視点から、自らの生き方、地域・社会のあり方を主体性を持って考え、周囲と協働して、人々が快適に生活できる社会を「共に創り上げる」ことができる。また、多面的な知識・経験から将来的な地域や社会の需要を予測し、新しい衣食住のあり方を企画・提案・推進できる人材育成を目的とする。
こども教育学科	こども教育学科は、こどものウェルビーイング向上に寄与する専門的知識・技能を身に付け、こどもを取り巻く社会における問題を見つけ、論理的・多角的に考え、解決していくことができる。また、地域社会に参画・貢献する主体性・協働性・共感力を持ち、こどもが心豊かに生きていくための学習環境を創造することができる人材育成を目的とする。

別表第2(第11条第2項関係)

現代生活学部 現代家政学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
学科共通	現代家政演習	1	○	
	基礎ゼミ	1	○	
	現代生活論	2	○	
	現代家政ゼミA	1	○	
	現代家政ゼミB	1	○	
	卒業研究A	4	○	
	卒業研究B	4	○	
生活者と社会	家政学概論	2		
	コミュニティ論	2		
	生活文化論	2		
	日本語コミュニケーション	2		
	ことばと生活	2		
	情報伝達と表現	2		
	生活文化演習	1		
	伝統文化の継承と発信	2		
	グローバルコミュニケーション	1		
	家族関係論	2		
	家族の文化	2		
	女性史	2		
	家族の心理学	2		
	コミュニケーションの心理学	2		
	インターンシップ	2		
	社会福祉概論	2		
	情報処理演習Ⅰ	1		
	情報処理演習Ⅱ	1		
	企業と会計	2		
	ファイナンシャルプランニング入門	2		
	消費者情報論	2		
	消費経済論	2		
	消費者教育	2		
	消費者政策と法	2		
	社会調査法	2		
	消費者教育演習	2		
	総合家政と地域生活	2		
	コミュニティ福祉論	2		
	社会福祉方法論	2		
	家政学原論	2		
	児童学概論	2		
	保育学	2		
	家庭電気・機械・情報処理	2		
	家庭看護	2		
	家族論	2		
	家族支援論	2		
	家庭経営学概論	2		
	生活設計論	2		
	家族と法	2		
	家庭経済学	2		

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
食生活	食物学概論	2		
	フードスペシャリスト論	2		
	栄養学概論	2		
	食品学概論	2		
	食品学	2		
	調理学	2		
	栄養学	2		
	食生活論	2		
	調理学実習	2		**
	健康・食発達心理学	2		
	食料経済	2		
	食品の官能評価・鑑別演習	2		
	食品学実験	2		
	食品衛生学	2		
	フードコーディネイト論	2		
	食文化論	2		
ハウジング	食文化演習	2		
	食と環境	2		
	住居学概論	2		
	住生活論	2		
	住居設備	2		
	住居計画	2		
	インテリア材料	2		
	建築計画	2		
	建築設計論	2		
	建築CAD演習	2		
	福祉住環境	2		
	建築環境学A	2		
	建築構法	2		
	構造力学A	2		
	構造力学B	2		
	構造計画A	2		
	住宅施工	2		
	建築法規	2		
	建築史A	2		
	建築史B	2		
ファッション	設計製図演習Ⅰ	2		
	設計製図演習Ⅱ	2		
	設計製図演習Ⅲ	2		
	設計製図演習Ⅳ	2		
	設計製図演習Ⅴ	2		
	設計製図演習Ⅵ	2		
	建築調査	2		
	都市計画	2		
	エコロジー	2		
	環境保護論	2		
	衣生活学概論	2		
	ファッション造形学	2		
	ファッション造形実習A	2		**
	ファッション造形実習B	2		**
	現代衣生活論	2		
	世界の服飾	2		
	日本の服飾	2		
	西洋服飾文化史	2		
	ファッション販売論	2		
	ファッションカラー演習	1		
	ファッションコーディネイト	1		
	美と健康	2		
	若者ファッション論	2		
	日本の服飾演習	1		

** 教育課程及び履修方法に関する規程 第11条第1項適用科目

人間栄養学部 人間栄養学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
専門導入科目	人間栄養学原論	2	○	
	管理栄養士のための基礎演習	1	○	
	管理栄養士のための英語A	1		
	管理栄養士のための英語B	1		
	管理栄養士の早期体験実習	1		
	基礎サイエンス実験	1	○	
	栄養情報統計演習	1		
専門基礎科目	社会・健康と環境			
	公衆衛生学Ⅰ	2	○	
	公衆衛生学Ⅱ	2	○	
	公衆衛生学実習	1	○	
	疫学・社会調査法	2	○	
	人体の構造と機能			
	有機化学	2	○	
	生化学	2	○	
	生化学実験	1	○	
	分子栄養学	2	○	
	解剖生理学Ⅰ	2	○	
	解剖生理学Ⅱ	2	○	
	解剖生理学実習	1	○	
	運動生理学	2	○	
	微生物学	2	○	
	臨床病態栄養学	2	○	
	食べ物と健康			
	基礎食品学	2	○	
	基礎食品学実験	1	○	
	応用食品学	2	○	
	応用食品学実験(食品の鑑別を含む)	1	○	
	調理学	2	○	
	調理学実験(官能評価を含む)	1	○	
	基礎調理学実習	1	○	
	応用調理学実習	1	○	
	食事計画論実習	1	○	
	食品衛生学	2	○	
	食品衛生学実験	1	○	
専門基幹科目	栄養基礎			
	基礎栄養学Ⅰ	2	○	
	基礎栄養学Ⅱ	2	○	
	基礎栄養学実験	1	○	
	応用栄養学			
	食事摂取基準論	2	○	
	ライフステージ別栄養学Ⅰ	2	○	
	ライフステージ別栄養学Ⅱ	2	○	
	応用栄養学実習	1	○	
	栄養教育論			
	栄養教育総論	2	○	
	栄養教育方法論	2	○	
	実践栄養教育論	2	○	
	栄養教育実習Ⅰ	1	○	
	栄養教育実習Ⅱ	1	○	
	臨床栄養学			
	臨床栄養学基礎	2	○	
	臨床栄養学応用	2	○	
	臨床栄養アセスメント論	2	○	
	臨床栄養ケアマネジメント論	2	○	
	臨床栄養アセスメント実習	1	○	
	臨床栄養ケアマネジメント実習	1	○	
	栄養公衆			
	公衆栄養学	2	○	
	地域栄養活動論	2	○	
	公衆栄養学実習	1	○	
	給食経営			
	給食経営管理論	2	○	
	給食経営管理実習	1	○	
	健康フードマネジメント論	2	○	
	健康フードマネジメント実習	1	○	
演習	総合			
	総合演習Ⅰ	1	○	
	総合演習Ⅱ	1	○	
	給食運営臨床実習	1	○	
	臨床実習			
	臨床栄養Ⅰ臨床実習	2	○	
	臨床栄養Ⅱ臨床実習	1	選必	
	公衆栄養臨床実習	1	選必	

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
専門発展科目	栄養臨床系			
	栄養治療学	2		
	臨床栄養カンファレンス演習	1		
	カウンセリング論	2		
	栄養食育・地域系			
	健康・食発達心理学	2		
	児童福祉・食育論	2		
	在宅地域栄養ケア論	2		
	スポーツ栄養系			
	スポーツ栄養学	2		
	スポーツ栄養マネジメント論	2		
	スポーツ栄養学実習	1		
	食品開発系			
	食文化論	2		
	食・空間プロデュース論	2		
共通科目	フードシステム論	2		
	食品開発論	2		
	インターンシップ	1		
	実践栄養プロデュース実習A	2	○	
	実践栄養プロデュース実習B	2	○	
	海外専門研修(栄養学)	1		
	食物・栄養演習基礎	1	○	
	食物・栄養演習応用Ⅰ	2	○	
	食物・栄養演習応用Ⅱ	1		

生活共創学部 生活共創学科 専門科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
学部共通科目	生活科学	生活共創学概論	2	○	
		食科学概論	2		
		住環境デザイン概論	2		
		被服学概論	2		
		こども学概論	2		
		生活イノベーション概論	2		
	生活共創基礎	AI時代の生活科学	2		
		リーダーシップ基礎	2		
		マーケティング基礎	2		
		データサイエンス基礎（生活とデータ）	2		
専門教育科目	ゼミナール	初年次ゼミA	2	○	
		初年次ゼミB	2	○	
		共創プロジェクトゼミA	2	○	
		共創プロジェクトゼミB	2		
	食の創造	フードビジネス概論	2		
		比較食文化・食生活論	2		
	食の科学	有機化学	2		
		こどもの食とアレルギー	2		
	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ（解剖学）	2	*	
		解剖生理学Ⅱ（生理学）	2	*	
		解剖生理学実習	1	*	
	食品と衛生	食品学総論	2	*	
		食品学各論	2	*	
	栄養と健康	食品学実験	1	*	
		基礎栄養学	2	*	
	給食の運営	基礎調理学実習	2	*	
		調理学	2	*	
	強化科目	栄養士論	2		
		被服学演習	2		
	教職教科科目	家庭経営学概論	2		
		保育学	2		
		住居デザイン演習A	2		
	建築設計	住居デザイン演習B	2		
		住居デザイン演習C	2		
		住居デザイン演習D	2		
	建築計画・環境	建築史A	2		
		建築史B	2		
		住環境マネジメント論	2		
		住居計画	2		
	建築構造・施工	福祉住環境	2		
		構造力学A	2		
		住宅設計論	2		
		構法計画	2		
	園芸	インテリア材料	2		
		ガーデニング概論	2		
		園芸論	2		
		ガーデニング実習Ⅰ	2		
	生活イノベーション	多感覚感受とデジタルデトックス	2		
		ダイエット&フィットネス	2		
		マネーフローの世界とくらし	2		
		生活イノベーション最前線	2		
専門発展	ライフウェルネス	Society 5.0論	2		
		行動経済学	2		
		知的財産権を学ぶ	2		
		ビジネストレンドキーワードを読み解く	2		
	食の創造	食生産体験演習A	1		
		食生産体験演習B	1		
		応用調理学実習	2		
		食品の企画と設計	2		
	食の科学	食空間コーディネート論	2		
		食品機能学	2		
	社会生活と健康	食科学総合演習	2		
		公衆衛生学Ⅰ（総論）	2	*	
		公衆衛生学Ⅱ（各論）	2	*	
		生化学（総論）	2	*	
	人体の構造と機能	代謝栄養学（生化学各論）	2	*	
		栄養学・生化学実験	1	*	
	食品と衛生	食品衛生学	2	*	
		食品衛生学実験	1	*	
		応用栄養学	2	*	
		栄養学各論実習	1	*	
	栄養と健康	臨床栄養学総論	2	*	
		臨床栄養学各論	2	*	
		臨床栄養学実習	1	*	
		栄養学実習	1	*	

科目区分		授業科目名		単位数	必修	備考
専門教育科目	食科学	栄養の指導	栄養指導論	2		*
			栄養指導実習	1		*
			栄養カウンセリング論	2		*
			栄養カウンセリング実習	1		*
			公衆栄養学	2		*
			公衆栄養学実習	1		*
		給食の運営	給食管理学	2		*
			校内給食管理実習	1		*
			校外給食管理実習	1		*
			調理科学実験	1		*
		強化科目	栄養士総合演習	1		
	住環境デザイン	建築設計	建築デザイン演習A	2		
			建築デザイン演習B	2		
			住居CAD演習	2		
			建築CAD演習	2		
			建築総合演習	2		
		建築計画・環境	建築計画	2		
			インテリアデザイン論	2		
			地域デザイン論	2		
			建築環境学A	2		
			建築環境学B	2		
			住居設備	2		
			建築環境システム	2		
		建築法規	2			
		建築構造・施工	構造力学B	2		
			構造力学C	2		
			構造計画	2		
			建築材料学	2		
			建築施工	2		
		園芸	ガーデニング実習Ⅱ	2		
			ガーデンマテリアルズ	2		
	インテリアグリーン		2			
	エクステリア演習		2			
	社会園芸	2				
	ランドスケープデザイン論	2				
	生活イノベーション	ライフウェルネス	社会現象と哲学	2		
			ミュージッキング	2		
		フューチャーライフ	サステナブルファッション	2		
			クールジャパン（日本文化とテクノロジーの融合）	2		
			ユニバーサルデザインⅠ（生活）	2		
			ユニバーサルデザインⅡ（環境）	2		
			アシスティブ・テクノロジー	2		
			アントレ・イントレプレナーシップ	2		
		ビジネスイノベーション	SNSプロモーションとマーケティング	2		
			感性デザイン	2		
イノベーションデザイン演習			2			
ドローン活用とビジネス			2			
ビジネスイノベーション研究（ケーススタディⅠ）			2			
地域イノベーション		起業・創業プロジェクト	2			
		地域課題を考える	2			
	社会起業と非営利組織	2				
	地域イノベーション研究（ケーススタディⅡ）	2				
	地域イノベーション演習（PBL）	2				
	国際貢献活動	2				
	アドバンストゼミA	2		○		
卒業研究・卒業論文	アドバンストゼミB	2		○		
	卒業研究A	2		○		
	卒業研究B	2		○		
	卒業論文・卒業制作	4		○		

* 食科学コースの学生のみ必修

生活共創学部 こども教育学科 専門科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
学部共通科目	生活科学	生活共創学概論	2	○	
		食科学概論	2		
		住環境デザイン概論	2		
		被服学概論	2		
		こども学概論	2		
		生活イノベーション概論	2		
	生活共創基礎	AI時代の生活科学	2		
		リーダーシップ基礎	2		
		マーケティング基礎	2		
		データサイエンス基礎（生活とデータ）	2		
		ロジカルシンキングとデザイン思考	2		
専門教育科目	ゼミナール	初年次ゼミA	2	○	
		初年次ゼミB	2	○	
		共創プロジェクトゼミA	2	○	
		共創プロジェクトゼミB	2		
	STEAM	森を学ぶ・森から学ぶ	2		
		音感受の世界	1		
		ヴォーカルレッスン	1		
		ものづくりと教育	1		
		ヴィジュアルコミュニケーション	1		
		数学トピックス	1		
	保育の本質と目的	保育原理	2		
		児童福祉論	2		
		社会福祉	2		
		社会的養護Ⅰ	2		
		発達心理学	2		
	保育の内容と方法	こどもの理解と援助	1		
		乳児保育Ⅰ	2		
		乳児保育Ⅱ	1		
		児童文化	2		
		こどもと健康	1		
		こどもと人間関係	1		
		こどもと環境	1		
		こどもと言葉	1		
	教育課程と教科指導	国語科研究（書写を含む）	2		
		社会科研究	2		
		算数科研究	2		
		理科研究	2		
		生活科研究	2		
		音楽科研究	2		
		図画工作科研究	2		
		家庭科研究	2		
		体育科研究	2		
		外国語科研究	2		
	教育の理念と方法	教育原理	2		
		教育心理学	2		
		ICT活用の理論と実践	2		
	特別支援教育の基礎と応用	教師・保育者論	2		
		障害の基礎的理解	2		
		特別支援教育総論	2		
		知的障害者の心理・生理・病理	2		
		特別支援学校教育課程論	2		
		視覚障害の理解と支援	1		
		聴覚障害の理解と支援	1		
		発達障害の理解と支援	2		
	保育・教育実習	こども教育インターンシップ（演習）	1		

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
専門教育科目	STEAM	こどもとアート	2		
		ピアノのテクニック	1		
		人工知能と教育	1		
		科学する心	1		
	保育の本質と目的	こども家庭支援論	2		
		保育方法論	2		
		こころの臨床	2		
	保育の内容と方法	こども家庭支援の心理学	2		
		こどもの保健	2		
		こどもの食と栄養	2		
		保育の計画と評価	2		
		保育内容総論	2		
		健康の指導法	2		
		人間関係の指導法	2		
		環境の指導法	2		
		言葉の指導法	2		
		表現の指導法	2		
		小児保健演習	1		
		障害児保育	2		
		社会的養護Ⅱ	1		
		子育て支援	1		
		保育・教職実践演習	2		
		多文化教育・保育	2		
		発達臨床心理学	2		
		子育て支援実践演習A	2		
		子育て支援実践演習B	2		
	教育課程と教科指導	自然体験活動実践演習A	2		
		自然体験活動実践演習B	2		
		国語科教育法（書写を含む）	2		
		社会科教育法	2		
		算数科教育法	2		
		理科教育法	2		
		生活科教育法	2		
		音楽科教育法	2		
		図画工作科教育法	2		
		家庭科教育法	2		
	教育の理念と方法	体育科教育法	2		
		外国語科教育法	2		
		初等教育演習	2		
	特別支援教育の基礎と応用	カリキュラム論	2		
		重複障害の理解と支援	2		
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2		
		病弱者の心理・生理・病理	2		
		知的障害者の教育	2		
		肢体不自由者の教育	2		
	卒業研究・卒業論文	病弱者の教育	2		
		アドバンストゼミA	2	○	
		アドバンストゼミB	2	○	
		卒業研究A	2	○	
		卒業研究B	2	○	
		卒業論文・卒業制作	4	○	

共通教育科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
共通教育科目	リテラシー	リテラシー演習	1	○	
		データサイエンス入門	2		
		デジタル&AI 基礎	2		
		情報リテラシー基礎	2		
		コンピュータ演習a	1		
		コンピュータ演習b	1		
	教養教育	哲学入門	2		
		心理学	2		
		世界の歴史	2		
		ジェンダー論	2		
		人権と平和	2		
		法学入門（日本国憲法）	2		
		法とくらし	2		
		経済学入門	2		
		基礎数学	2		
		基礎統計学	2		
		基礎化学	2		
		基礎生物学	2		
		環境と資源	2		
		自然科学に親しむ	2		
		現代社会と家政学	2		
		色彩論	2		
	グローバルスタディズ	英語コミュニケーション1	2		
		英語コミュニケーション2	2		
		英語セミナー	2		
		韓国語コミュニケーション1	2		
		韓国語コミュニケーション2	2		
		中国語コミュニケーション1	2		
		中国語コミュニケーション2	2		
		異文化コミュニケーション	2		
		異文化交流a	2		
		異文化交流b	2		
	日本語・日本事情科目 ※留学生科目	アカデミック・ジャパニーズ1	2	○	
		アカデミック・ジャパニーズ2	2	○	
		日本の歴史と文化	2	○	
		社会人としての日本語	2		
	キャリア	キャリア形成概論	2		
		キャリア実践演習1	2		
		キャリア実践演習2	2		
		キャリアアドバンストゼミa	2		
		キャリアアドバンストゼミb	2		
	ウェルネス	心と体の健康	2		
		健康スポーツ演習a	1		
		健康スポーツ演習b	1		
		健康スポーツ演習c	2		
		体育講義	1		
		体育実技	1		
		森の体験活動	2		

※ 日本語・日本事情科目は学則第59条に定める外国人留学生のみ履修できる。

資格科目

この授業科目の単位は、卒業要件単位数には含まれない。
必修選択の別は、当該資格を取得するための必修・選択をあらわす。

教育の基礎的理解に関する科目

(中学校一種、高等学校一種、栄養教諭一種、栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教師論	2	○	
	教育原理	2	○	
	教育心理学	2	○	
	特別支援教育論	1	○	
	教育制度論	2	○	
	教育課程論	1	○	
	道德教育論	2	○	高一種免を除く
	特別活動論	2	○	
	総合的な学習の指導法	1	○	
	教育方法・技術論	1	○	
	ICT活用の理論と実践	1	○	栄免を除く
	生徒指導論	1	○	
	教育相談論	2	○	
	進路指導論	1	○	栄免を除く
	教職実践演習(中等)	2	○	栄免を除く
	教職実践演習(栄養)	2	※3	※3 欄外参照
	教育実習指導	1	○	栄免を除く
	教育実習A	4	※1	※1 欄外参照

※1 中一種免のみ又は中一種免及び高一種免取得希望者必修

※2 高一種免のみ取得希望者必修

※3 栄免のみ取得希望者必修

教科及び教科の指導法に関する科目(中学校一種、高等学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教科の指導法	家庭科教育法A	2	○	
	家庭科教育法B	2	○	
	家庭科教育法C	2	○	
	家庭科教育法D	2	○	

教育の基礎的理解に関する科目(幼稚園一種、小学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教育の基礎的理解に関する科目等	教育・保育制度論	2	○	
	特別支援教育論	1	○	
	道德教育論	2	○	小免のみ適用
	特別活動論	2	○	小免のみ適用
	総合的な学習の指導法	1	○	小免のみ適用
	教育方法・技術論	1	○	
	生徒指導論	1	○	小免のみ適用
	教育相談論	2	○	
	進路指導論	1	○	小免のみ適用
	小学校教職実践演習	2	○	小免のみ適用
	幼稚園教育実習指導	1	○	幼免のみ適用
	小学校教育実習指導	1	○	小免のみ適用
	幼稚園教育実習	4	○	幼免のみ適用

小学校教育実習

特別支援教育に関する科目(特別支援学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
特別支援教育に関する科目	特別支援教育実習・実習指導	3	○	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論Ⅰ	2	○	
	学校栄養教育論Ⅱ	2	○	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	2	○	

学芸員資格認定に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
学芸員資格認定に必要な科目	生涯学習概論	2	○	
	博物館概論	2	○	
	博物館経営論	2	○	
	博物館資料論	2	○	
	博物館資料保存論	2	○	
	博物館展示論	2	○	
	博物館教育論	2	○	
	博物館情報・メディア論	2	○	
	博物館実習	3	○	

保育士に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
保育士	保育実習指導ⅠA	1	○	
	保育実習指導ⅠB	1	○	
	保育実習ⅠA	2	○	
	保育実習ⅠB	2	○	
	保育実習指導Ⅱ	1	○	
	保育実習Ⅱ	2	※1	
	保育実習指導Ⅲ	1	※2	
	保育実習Ⅲ	2	※2	※1または※2のいずれか計3単位必修

別表第3（第22条第2項関係）

現代生活学部・人間栄養学部・生活共創学部 卒業必要単位数

（数字は単位数を表す）

学部・学科	現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
	現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
卒業必要最低 単位数合計	124	130	124	124

別表第4（第47条関係）

学部等 項目	現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
	現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
入学検定料	3万円	3万円	3万円	3万円
入 学 金	25万円	25万円	25万円	25万円
授 業 料 (年額)	77万円	79万円	77万円	77万円
施設設備資金 (年額)	31万円	35万円	31万円	31万円
注 記 実習料については、別に定めるところにより、納入するものとする。				

(変更事項を記載した書類)

東京家政学院大学学則（令和7年度）の一部改正について

○改正理由

令和5年9月20日の合同教授会で承認された「令和7年度改組計画」に係る「東京家政学院大学学則」について所要の改正を行うものです。

○改正内容

1. 第1条 目的について、共学化に伴い文言を修正したこと。
2. 第1条第2項 別表第1（教育研究上の目的）について、現代生活学部の一部改正及び生活共創学部を記載したこと。
3. 第8条 学部、学科及び収容定員について入学の文言を追加し、現代生活学部生活デザイン学科、食物学科、児童学科を廃止し、生活共創学部生活共創学科（収容定員788名（入学定員197名（食科学コース280名（入学定員70名）含む））及びこども教育学科（収容定員200名（入学定員50名））を設置したこと。
4. 第11条第2項 別表2（授業科目及びその単位数）について、生活共創学部生活共創学科、こども教育学科の専門科目及び共通教育科目の変更内容を記載したこと。
5. 第12条 授業科目の担当を新設し、大学設置基準の改正に合わせ「主要授業科目」、「基幹教員」及び「指導補助者」について記載したこと。
6. 第14条 単位の計算方法について、大学設置基準の改正に合わせ、本学の計算方法を改正したこと。
7. 第22条第2項 別表3（卒業必要単位数）について、生活共創学部について記載したこと。
8. 第4、18、19、24、25、36、39、41、52条について、一部条番号の変更をしたこと。
9. 第26条 学位について、生活共創学部生活共創学科 学士（生活共創学）及び生活共創学部こども教育学科 学士（こども教育学）としたこと。
10. 第47条 別表第4（納入金の額）について、生活共創学部を記載したこと。
11. 附則について、経過措置等を次のとおり記載したこと。
 - ・第1条第2項別表第1（教育研究上の目的）、第11条第2項別表第2（授業科目及びその単位数）、第22条第2項別表第3（卒業必要最低単位数）及び第47条第

1 項別表第 4（納入金の額）の適用者を明記したこと。

- ・改正後の第 8 条に掲げる表の規定にかかわらず、既存の現代生活学部 3 学科（生活デザイン学科、食物学科、児童学科）について在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続すること及び編入学定員のある 2 学科（生活デザイン学科、児童学科）について、令和 9 年 4 月から学生募集を停止することを記載したこと。
- ・改正後の第 8 条に掲げる収容定員について、令和 7 年度から令和 9 年度までを記載したこと。

12. 第 12 条(教育科目の担当)を新設し第 13 条以下の条番号を繰り下げたことにより、条番号が変更された。学則関連規程については、規程改正に係る作業と手続きを簡素化する観点から、理事会における決定を持って自動改正を行うことにしたこと。

○東京家政学院大学教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京家政学院大学学則第30条第2項に基づき、教授会の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、全学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する全学教授会と、各学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する学部教授会の2つからなる。

2 全学部の学部長が必要と認める場合には、特任教員を教授会構成員とすることができる。

3 全学部の学部長が必要と認める場合には、その他の職員を陪席させることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして、学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長（この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学術研究及び教育計画に関する事項

(2) 退学、休学、除籍その他学生の身分に関する事項

(3) 学生の賞罰に関する事項

(4) 学生の厚生補導に関する事項

(5) その他教育研究に関する事項

(招集)

第4条 全学教授会は、原則として毎月一回招集する。

2 前項の規定にかかわらず、全学部の学部長の同意の上で臨時に全学教授会を開催することができる。

(議長)

第5条 全学部の学部長名で全学教授会を招集し、いずれかの学部長がその会議の議長となる。

2 全学教授会の議長は、各学部の学部長が交替で務める。

3 全学部の学部長は、議事についてあらかじめ協議することとする。

(成立要件及び意見)

第6条 全学教授会は、全学部共に構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議長は、議事について十分な審議を尽くし、構成員の意見をまとめるように努めるものとする。

3 議長は、前項の議論を踏まえた上で、全学教授会としての結論を得る。

4 議長が必要と認めた場合は、出席した構成員の過半数をもって決し、教授会の意見とすることができる。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学部教授会)

第7条 第3条の教授会の審議事項の中で、学部として議論する必要がある場合は、当該学部長は学部教授会を開催することができる。

(事務)

第8条 教授会の事務は、学務室において行う。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

昭和30年7月31日付教授会規定と同日付教授会議事及び運営規則は、これを廃止する。

附 則

この規則は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月15日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学教授会運営規則は、東京家政学院大学教授会運営規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月12日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 現代生活学部健康栄養学科に関する事項について、学部長は人間栄養学部教授会に審議を委ねることができる。

附 則

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。